



広報

ながつえ

51年4月号

第148号

発行所
編集発行人
大分県・日田
中津江村

斉藤隆一



入学式風景（川辺小にて）

人口の動態

昭和51年3月31日現在
 人口 2,384人
 男 1,135人
 女 1,249人
 世帯数 616戸

今月の主な内容

- P 2 51年度当初予算は
このように使いま
- P 3 す
- P 4 国民健康保険から
し尿汲取料金改正
- P 5 国有林野活用事業
記念植樹祭
国民年金から
津江ことば(2)
- P 6 文化財紹介(17)
商業統計調査にご
協力を

4月

- 20日 通信記念日
- 29日 天皇誕生日

5月

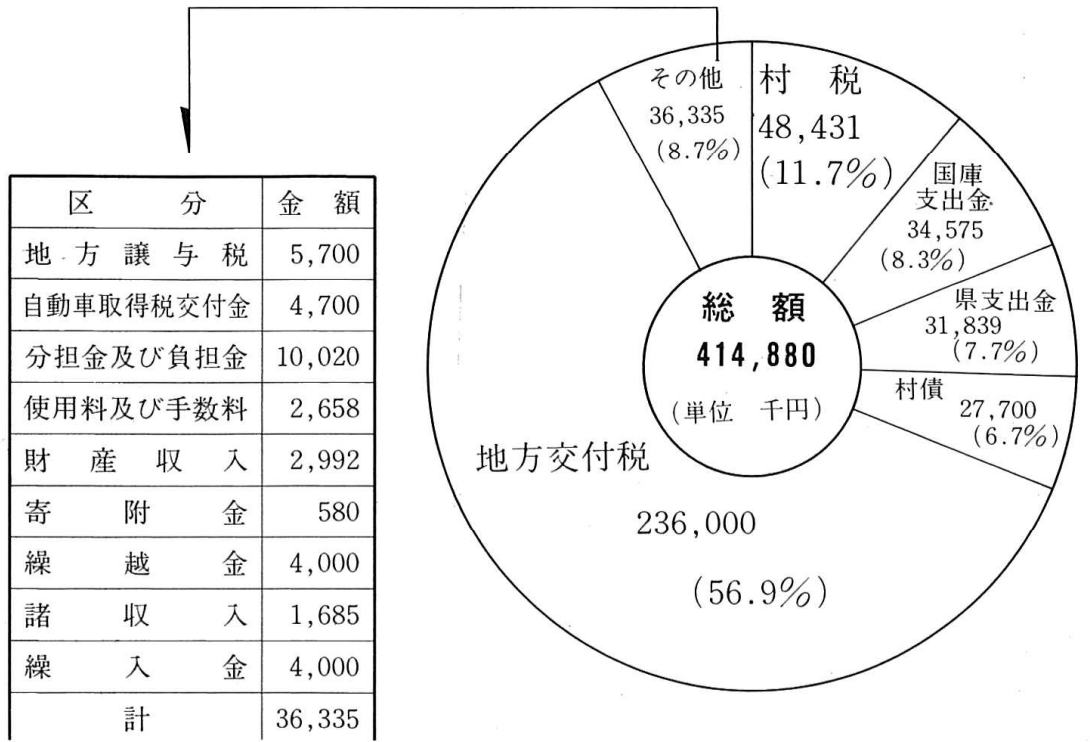
- 2日 八十八夜
- 3日 憲法記念日
- 5日 子どもの日
- 9日 母の日
- 10日 愛鳥週間

4・5月の行事

51年度当初予算 4億1488万円は

このように使います

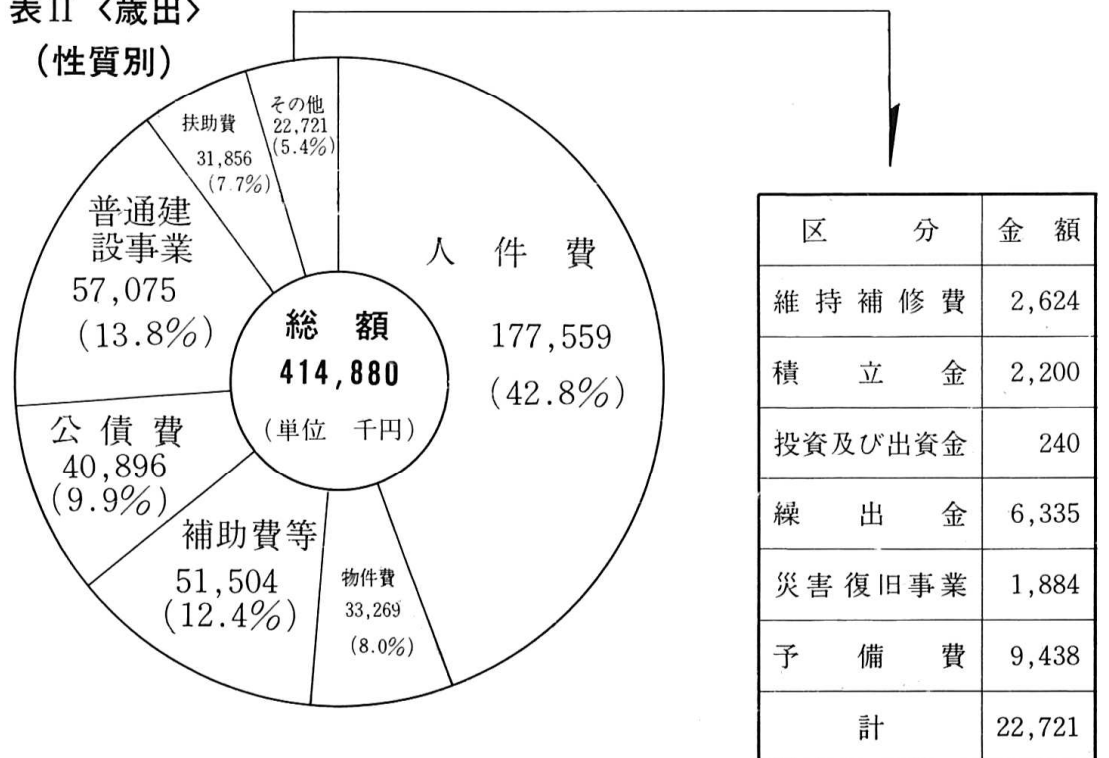
表I <歳入>



地方自治法第二百十九条第二項の規定により、昭和五十一年度当初予算を次の通り公表します。

昭和五十一年度当初予算が、去る三月の定例会で一般会計四億一千四百八十八万円(対前年度七・三%増)、国民健康保険事業特別会計一億八百四十一万円(対前

表II <歳出>
(性質別)















年度四〇・三%増)、農業共済事業特別会計六百五十一万九千円(対前年度五・六%増)、簡易水道事業特別会計六十四万八千円が、それぞれ原案通り可決され

ました。昭和五十一年度の国の予算は、経済の不況に伴う国税三税の落ち込みにより、地方財政関係費のうち、特に我々自治体が最も期待し

〈表Ⅲ〉 目的別歳出しらべ

※印は住民1人当りの額
(人口は3月31日現在)

議会費 17,259千円  4.2% ※ 7,249円	総務費 91,455千円  22.0% ※38,358円	民生費 54,307千円  19.2% ※22,780円
衛生費 11,224千円  2.7% ※ 4,708円	農林水産業費 57,283千円  13.8% ※24,028円	商工費 1,264千円  0.3% ※ 530円
土木費 46,914千円  11.3% ※19,679円	消防費 16,007千円  3.9% ※ 6,714円	教育費 66,920千円  16.1% ※28,070円
災害復旧費 1,884千円  0.5% ※ 790円	公債費 40,923千円  9.9% ※17,166円	予備費 9,440千円  2.3% ※ 3,960円

ていた地方交付税については十三・六%の減額となっており、反面義務的経費の増嵩によって地方財政をめぐる諸情勢は極めてきびしいものがあり、本村においてもこのような状況からして五十一年度の財政運営にあたっては長期的展望に立って、計画的、合理的におこない、村財政の健全化を最大の課題とし、行政経費の効率化に一層の努力を払い、あらゆる英知と創意工

夫を結集、發揮し、「緑と水」を生かした村づくりの基本構想に基づき、農林業の振興、特に本村の特産物の開発増産、教育の振興充実、生活環境の整備及び道路の新設改良等、社会福祉においては老人対策をおこないますが、地方交付税等、時期的に把握が困難であり今後、財源の見通しが確定しだい逐次、予算を補正措置したいと思えます。

主な事業は

当初予算で主な事業としては、林業構造改善事業の林道丸蔵線、作業道巢山線開設、その他、高度集約団地の協業経営促進事業補助金等、合せて二千四百四十六万三千円、県が施行している幹線林道祝川線三千万円、山村振興事業では、村道作草中川内線改良工事一千五百万円、消防施設整備事業では、防火水槽二ヶ所

とポンプ搬送車一台、計四百万円、単独事業では、茶園造成事業、普通再造林奨励事業、県道改良舗装工事負担金等二百九十九万八千円、災害復旧事業では、林道石場線及び丸蔵線の復旧費百五十一万五千円がそれぞれ計上されています。

歳入については、地方交付税が二億三千六百万円、(対前年度三・三%減)で総予算の五十六・九%を占め、次に村税の四千八百四十三万一千円、国庫支出金三千四百五十七万五千円、県支出金三千八百八十三万九千円となっており、以下第一表の通りとなっています。

また、歳出を性質別、目的別にわけると第二表、第三表の通りとなります。

国民健康保険事業特別会計では、療養給付費が最大の事業経費であり、医療費の改定が毎年おこなわれ、増嵩していますが、過去の実績により勘案、推計した結果、九千九百五十万五千円(前年度当初対比四十六・五%増)の大幅な伸びとなっています。これに対応する国庫負担金も増額され、国

保財政調整基金とりくずしを百万円おこなっても、さらに不足分は保険税で補うことになり、前年度保険税に対して四〇%以上の税率改正が予想されます。

総務費及び保険施設費のうち、職員三名の人員費については、これに対応する国、県の補助金を充当した残り四百三十五万六千円を従来通り一般会計から繰り入れるようにしています。

農業共済事業特別会計では、農作物共済勘定において、水稲被害における共済金を一kg当り百八十円を二百円に改正しました。したがって、水稲共済掛金も増額されますが、この掛金及び賦課金については全額一般会計で農家に補助していただきますので、農家負担はなく、掛金分六十三万六千円、賦課金分四十一万五千円、合計百四万六千円となっています。

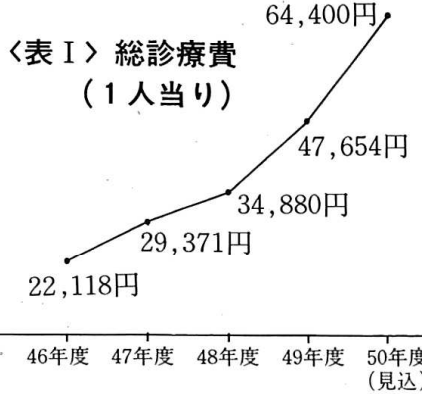
家畜共済は、全額特定財源で執行していますが、業務勘定については職員の人員費等、事務費補助を充当し、不足分百八十七万九千円を一般会計から繰り入れるようになっていきます。

医療費は上がるばかり

国民健康保険から

本村の国民健康保険の加入者(被保険者)は、四十九年度が千七百十七名で、五十年度は約千六百名の見込みです。毎年約百名以上の方が他の保険に移ったり、村外に転出して見込みに見込みますが、医療費は反対にどんどん上っています。そのことは表一でおわかりになると思います。この表は国保全体の中の一人あたりの診療費を表わしたもので、

五十年度は約千六百名の見込みで、五十年見込みでは、四十九年度に対して三十五%の上昇が見込まれます。五十年度は医療費改訂があり、五十年度は医療費改訂が発表され、さらに相当の上昇を求められることになりそうです。また、表二は表一の四十九年度から五十年度の内訳を示したもので、どの診療も三十%から四十五%あ



病院等にかかった件数は被保険者が四十九年度に何かの病気などで病院へ行ったり、往診を求めた数は九千四百四十二回で、一人平均五・三回となっています。さらに五十年見込みは九千二百回、一人平均五・七回が予想されます。

老人と診療

国保被保険者のうち、七十才以上の方が五十年度は

表II 総診療費内訳 (1人当り)

年度	入院	入院外	歯科
49年度	14,316円	28,447円	4,891円
50年度(見込み)	20,700円	36,700円	7,000円
上昇額(アップ率)	6,384円 44.6%	8,253円 29.0%	2,109円 43.1%

約百九十名(十二%)います。第三表は、老人医療が国保全体の医療費の中の位占めているかを表わしたものです。四十九年度は三十七・七%、五十年度は四十%に達するのではないかと予想されます。

「老人医療はタダ」と言われませんが、診療の七割は世帯主が納めた保険税などから支払われ、残りは村、県が負担し、老人が直接支払うことがないだけです。

表III 老人医療費の割合(単位 千円)

年度	総診療費	老人医療費	割合(%)
48年度	64,682	21,485	33.2
49年度	81,822	30,882	37.7
50年度	103,468	40,897	39.7

高額療養制度

病院などの窓口で支払う金額が三万円を超えた場合、その超えた額を保険から支払う制度です。この場合、一応本人が支払って頂き、後で本人の請求で返す仕組みです。

五十年度は三割を超す額が、約二百七十万円に達し

保険税など

そうです。保険制度はお互いが助け合うことを前提としていることは申すに及びません。今年四月から医療費の改訂が行なわれ(歯科は五月からの予定)、平均約十%近く上ることになりました。医療費をまかなう収入は、国の補助金と皆さんの保険税です。国から出る金は医療費のおおむね四割となっており、その他の補助金も幾分ありますが、医療費が上ればそれに応じて保険税が上っていくことは当然です。五十一年度も医療費の改訂や、それでなくても上っていく医療費のため、保険税も上げられるものと思

し尿の汲取料が改正されました

日田郡5ヶ町村で運営している、「し尿の汲取り」について、4月1日より次のとおり改正されました。

これは汲取りに要する諸経費の増高に伴ったものです。

- 一般家庭 4円70銭
 - 事業所 5円10銭
- (基準は1ℓ当り)

国有林野活用事業記念 植樹祭がおこなわれま した

第二次林業構造改善事業による昭和五十年事業として計画されていた国有林の分収事業が完了したので、この事業を記念して四月六日、へゴ山国有林部分林設定現地において小雨降る中、県林業水産部長、菊池営林署長をはじめ、村内外関係者多数の来賓および部分林組合員参加のもとに植樹祭がおこなわれました。

三一haを国と分収契約を設定して植林する事業です。植林者は第四区造林部分林組合(田ノ原、井干原、黒谷、平野、合鶴部落)二十二名、九・五三ha、栃野造林部分林組合(森林組合作業班)十四名、五・七八haで、植林から下刈管理等をおこない、伐期(四十五年間)がきたらこれを売却し、国が二十%、植林者が八十%の割合で分配するものです。

植付樹種は、杉十三・九一ha(四万一千七百三十本)、ひのき一・四ha(四千六百二十本)です。植樹祭に参加した人たちは、雨にぬれながら苗の植付けをして記念植樹を終わりました。



津江ことば(2)

カ行

カカジル	ひっかく
カカリゴ	あととり
カズム	臭いをかぐ
カツレル	飢える
ガマダス	精をだす
キサント	はやく
キモイル	卒先してする
クビル	縛る
クレドノ	極道者
ゲサキイ	下品な
ケダリイ	気のはいら
	ない
ゲドサレ	外道な奴
コシイ	ずるい
コタエン	たまらない
コナス	いじめ
コマゴツ	小さいこと
コンクレコウベ	このくらい

国民年金から

国民年金保険料が 改められます

四月から国民年金の保険料は、これまでの千四百円から千四百円に改められます。国民年金は歳をとったとき、ケガや病気で体が不自由になったとき、あるいは母子世帯になったときに年金を支給し、加入者の生活の安定を図るためのものです。そのために、一昨年の春には大幅に年金額が引き上げられ、また、一昨年・昨年と二年連続物価スライドによる増額がおこなわれ、合せて四十一・五%も年金額がふえました。このよう

なご、国民年金では、あなたが千四百円の保険料を納めると、国はあなたの受ける年金額の約三割に相当する額を負担することになっています。

国民年金保険料を 忘れずに納めましょう

国民年金の保険料を納め忘れてはいけません。保険料は納期限までに必ず納めなければなりません。この保険料を納期限までに納めていないと、将来、老令年金が受けられなかったり、ケガやご主人が死亡したときなどに障害年金や母子年金がうけられない場合があります。納めたつもりでいても実は納め忘れがあったという例が案外多いものです。四月は五十年分

の保険料を納める最終の期限です。納め忘れがないかもう一度確かめて必ず納めましょう。

将来のあなたの老後をよりよくするために、ぜひご

文化財紹介(17)

宮園神社の「的ほがし祭」

宮園神社の春、夏、秋の三大祭のうち、春の大祭が毎年四月十五日に開かれる。祭りの起源は不詳だが、「的ほがし祭」と呼ばれ、五穀豊穡と家内安全を祈願する大祭である。この祭りは、前日当番部落が弓、矢、的を準備する。的は青竹を割り九十cm程の円形に麻糸

で形を整え、その上にマカヤを少しあてて紙を張り、円を描き標的とし裏面には鬼と大文字で書く。これを書くには筆を使わず、藤かずらを三十cm程に切り、端を打ちたたいて筆を作り、墨汁も鍋ススを水に溶かし墨を作る。

弓は青竹を割り麻糸を張って一m五十cm程の弓を作り、矢は、しの竹を八十cm程に切り紙の矢羽を作る。これを神前に供え、神主のおはらいを受け神官が的を矛にてひと突きし、社外に出し氏子が射る。この的や弓、矢などは参拝者が魔除けとして持ち帰る。

この祭りは昭和五十年四月一日、大分県の無形文化財に指定されている。



月一日、大分県の無形文化財に指定されている。

昭和51年度固定資産税課税台帳の縦覧及び第1期分固定資産税の納期の延期について

昭和51年度地方税法の改正案は、国会における審議が国会の諸問題のため大幅に遅れ年度内成立が出来ず、新年度において改正法律の公布がなされました。したがって例年ならば固定資産税の課税台帳の縦覧は3月1日より3月20日までに終り4月には固定資産税の第1期分の令書が発送されるわけですが、前にのべましたような理由ですので、今年にかぎり固定資産税の課税台帳の縦覧及び第1期分の固定資産税の納期を次のとおり延期することになりましたので、納税者の方については何かと不便な点があるかと思いますが、ご承知下さい。

※課税台帳縦覧期間 4月10日～4月30日

※固定資産税第1期分納期 5月1日～5月31日

商業統計調査にご協力を

昭和51年商業統計調査が5月1日におこなわれます。

村内の全商店を対象に調査するもので、「商業についての国勢調査」と言うべきもので、今年が第13回目の調査の年にあたります。調査員が各商店にお伺いしますので、よろしくご協力お願いします。

投稿募集

詩、作文、写真等お寄せ下さい。作品は原稿用紙一枚程度で、氏名、年令、職業、部落名を記入の上、教育委員会までお寄せ下さい。なお匿名希望の時は、その旨ご記入下さい。また、役場やその他のことでわからないこと、知りたいたいこと、苦情などもお寄せ下さい。

雑記

四月の和名は、卯月といえます。陰暦ですから、いまの太陽暦ではおよそ五月ごろにあたります。古い文書や詩歌に、この卯月ということばがよく使われていますが、卯月ということばの由来は、一般的には卯の花の咲く季節だからとされていますが、一説には穀物の種を「植える月」がちぢまったともいわれます。また、もつともらしい説としては、中国の周時代の暦では、四月が十二支の卯にあたるので卯月というのだともいわれます。一年を通じて気温上昇のいちばん大きく、ある身を切るような寒さを通りぬけた今日このごろ、どことなくのんびりしてきたことでしょうか。

